

## ■ 4条1項11号

不服 2023-021107

### <本願商標>

「L a B o u q u e t」(標準文字)

第3類「口臭用消臭剤，動物用防臭剤，塗料用剥離剤，靴クリーム，靴墨，つや出し剤，歯磨き，芳香剤(身体用のものを除く)，消臭芳香剤(身体用のものを除く)，その他の薫料，研磨紙，研磨布，研磨用砂，人造軽石，つや出し紙，つけづめ，つけまつ毛」

第5類「芳香消臭剤(身体用・動物用及び工業用の芳香消臭剤並びに口臭用消臭剤を除く)，その他の消臭剤(身体用・動物用及び工業用の消臭剤並びに口臭用消臭剤を除く)，防臭剤(身体用・動物用及び工業用のものを除く)，脱臭剤(工業用のものを除く)，医療用油紙，オブラート，ガーゼ，カプセル，眼帯，耳帯，生理帯，生理用タンポン，生理用ナプキン，生理用パンティ，おりものシート，脱脂綿，ばんそうこう，包帯，包帯液，胸当てパッド，綿棒，医療用接着テープ，歯科用材料，おむつ，おむつカバー，乳幼児用粉乳，サプリメント，食餌療法用飲料，食餌療法用食品，乳幼児用飲料，乳幼児用食品，人工受精用精液」

第31類「果実，海藻類，野菜，麦芽，ドライフラワー，プリザーブドフラワー」

及び第21類の指定商品


※補正後の指定商品

### <結論>

原査定を取り消す。

本願商標は、登録すべきものとする。

### <原査定理由>

引用商標1：

第30類「米，脱穀済みのえん麦，脱穀済みの大麦，食用粉類，食用グルテン」

第31類「あわ，きび，ごま，そば，とうもろこし，ひえ，麦，粳米，もろこし，飼料用たんぱく，飼料，種子類，木，草，芝，ドライフラワー，苗，苗木，花，牧草，盆栽，獣類・魚類(食用のものを除く)・鳥類及び昆虫類(生きているものに限る)，蚕種，種繭，種卵」

# ブーケ

引用商標 2 :

第3類「かつら装着用接着剤, つけまつ毛用接着剤, 洗濯用海草のり, 洗濯用コンニャクのり, 洗濯用でん粉のり, 洗濯用ふのり, 家庭用帯電防止剤, 家庭用脱脂剤, さび除去剤, 染み抜きベンジン, 洗濯用柔軟剤, 洗濯用漂白剤」

第5類「薬剤」

## <理由>

※読みやすくなるように、以下、当事務所にて下線や改行等を入れています。

(1) 本願商標について

本願商標は、「L a B o u q u e t」の文字を標準文字で表してなるものであるところ、その構成中の「L a」の文字は、フランス語の定冠詞であり（参考：「クラウン仏和辞典 第4版」株式会社三省堂）、また、同構成中の「B o u q u e t」の文字は、「花束。」（出典：「広辞苑 第七版」株式会社岩波書店）を意味するフランス語であって、「花のにおいを含んだ香り」（出典：「コンサイスカタカナ語辞典」株式会社三省堂）を意味する語としても使用されるものである。

ここで、本願の指定商品のうち、引用商標の指定商品と同一又は類似と考えられる商品（以下「抵触商品」という。）は、本願の指定商品中、第3類「口臭用消臭剤、動物用防臭剤」、第5類「芳香消臭剤（身体用・動物用及び工業用の芳香消臭剤並びに口臭用消臭剤を除く。）、その他の消臭剤（身体用・動物用及び工業用の消臭剤並びに口臭用消臭剤を除く。）、防臭剤（身体用・動物用及び工業用のものを除く。）、脱臭剤（工業用のものを除く。）」及び第31類「ドライフラワー、プリザーブドフラワー」であるところ、本願商標構成中の「B o u q u e t」の文字は、上述のとおり、「花束」や「花のにおいを含んだ香り」を意味する語であり、請求人提出の証拠にもあるように、抵触商品を取り扱う分野において、同文字やその読みを片仮名で表した「ブーケ」の文字は、商品の品質等を表示する語又はその一部としてしばしば使用されるものであるから、原審が述べるように、本願商標構成中の「L a」の文字について、その自他商品の識別標識としての機能が弱いものであるとしても、同構成中の「B o u q u e t」の文字も、抵触商品との関係においては、当該機能が強いとはいえないものである。

また、本願商標構成中の「L a」の文字と「B o u q u e t」の文字との間には1文字のスペースがあるものの、これらは外観上、一体的に看取され得るものといえ、その

構成文字より生じる「ラブーケ」の称呼は、4音と短く、容易に一連に称呼し得るものである。

そうすると、かかる構成においては、本願商標に接する取引者、需要者は、「La Bouquet」の文字を一体不可分のものと認識、理解するとみるのが相当であつて、他に構成中の「Bouquet」の文字のみが、取引者、需要者に対し商品の出所識別標識として強く支配的な印象を与えるものと認めるに足りる事情は見いだせない。

したがって、本願商標よりは、少なくともその指定商品中の抵触商品との関係において、その全体の構成文字に相応した「ラブーケ」の称呼のみが生じ、また、「花束」ほどの観念が生じるといえる。

## (2) 引用商標について

引用商標は、いずれも「ブーケ」の片仮名を横書きしてなるものであり、これは「花束。」を意味するフランス語である「Bouquet」の読みを片仮名で表したといえるものであるから、これよりは「ブーケ」の称呼が生じ、また、「花束」ほどの観念が生じるといえる。

## (3) 本願商標と引用商標の類否について

本願商標と引用商標を比較するに、外観においては、文字種や文字数などが異なり、明確に区別することができるものである。

そして、称呼においては、本願商標より生じる「ラブーケ」の称呼と引用商標より生じる「ブーケ」の称呼とでは、3音ないし4音という短い音構成にあつて、語頭の「ラ」の音の有無が全体の称呼に与える影響は小さいものとはいえず、両者をそれぞれ一連に称呼しても聞き誤るおそれはないから、称呼上、明確に聴別できるものである。また、観念においては、「花束」で同一である。

そうすると、本願商標と引用商標とは、観念が同一であるとしても、外観において明確に区別でき、称呼においても明確に聴別できるものであつて、本願商標及び引用商標の指定商品において、取引者、需要者が、専ら商標の観念のみによって商品を識別し、商品の出所を判別するような実情があるものとは認められず、また、観念による識別性が、外観及び称呼による識別性を上回るとはいえないことから、両商標が与える印象、記憶等を総合してみれば、商品の出所について誤認混同を生じるおそれのない、非類似の商標というのが相当である。

#### (4) まとめ

以上のとおり、本願商標は、引用商標とは非類似の商標であるから、両商標の指定商品が同一又は類似するものであるとしても、本願商標は、商標法第4条第1項第11号に該当しないものである。

したがって、本願商標が、商標法第4条第1項第11号に該当するとして本願を拒絶した原査定は、取消しを免れない。

その他、本願について拒絶の理由を発見しない。

よって、結論のとおり審決する。

#### 弁理士コメント

本願商標「**L a B o u q u e t**」と引用商標「**ブーケ**」は、観念が同一であるとしても、外観において明確に区別でき、称呼においても明確に聴別できるものであって、本願商標及び引用商標の指定商品において、取引者、需要者が、専ら商標の観念のみによって商品を識別し、商品の出所を判別するような実情があるものとは認められず、また、観念による識別性が、外観及び称呼による識別性を上回るとはいえないことから、両商標が与える印象、記憶等を総合してみれば、商品の出所について誤認混同を生じるおそれのない、非類似の商標というのが相当である、と判断されました。

以前、「**l a b e l l e v i e**」と「**B E L L E V I E**」等が非類似とされた審決（**不服 2022-015341**）をご紹介しましたが、実質的に、フランス語の定冠詞である「**l a**（**L A**）」の有無のみの違いがある商標同士の類否については、近年は非類似と判断される傾向があるようです。

ただ、本審決の場合は、引用商標と抵触する指定商品については、本願商標「**L a B o u q u e t**」を構成する「**L a**」の文字だけでなく、「**B o u q u e t**」の文字についても識別力が弱いという理由により、いずれか一方が強く支配的な印象を与えるものとはいえないから、本願商標は一体不可分のものと認識、理解されると判断されています。

よって、基本的に定冠詞の「**L a**」については、依然として識別力が弱いと判断されるべきものであるという点には、留意する必要があるでしょう。

なお、請求人は、「**The B o u q u e t**」の商標も出願していましたが、こちらも本事件と同様に拒絶査定がなされ、審判で争われています（**不服 2023-000394**）。

そして、興味深いことに、引用商標は本事件と同じであるにもかかわらず、この商標と（本事件の）引用商標1とは本審決と同様の理由によって「非類似」と判断されたものの、引用商標2とは「類似」と判断されました。すなわち、こちらの事件では結果として、「請求不成立」の審決となりました。

このように本事件と異なる結論となった原因の一つとして、第5類の指定商品の記載の違いが考えられます。本事件では、引用商標2と抵触する指定商品は「**芳香消臭剤（身体用・動物用及び工業用の芳香消臭剤並びに口臭用消臭剤を除く。）、その他の消臭剤（身体用・動物用及び工業用の消臭剤並びに口臭用消臭剤を除く。）、防臭剤（身体用・動物用及び工業用のものを除く。）、脱臭剤（工業用のものを除く。）**」でしたが、こちらの事件では、「**薬剤、医療用試験紙**」となっていました。

「薬剤」全般の商品や「医療用試験紙」については、必ずしも「B o u q u e t」の識別力が弱いとは言えないということでしょう。

このような事例を目にすると、商標登録において、指定商品の記載がどれほど重要かつ油断できないものであるか、そして、それらの考案が決して単純な作業ではないということ、あらためて思い知らされます。

商標登録の実務を簡単だと思いをしている弁理士には、特に知ってほしい事例です。

（弁理士 永露 祥生）  
< 2 0 2 4 年 4 月 2 4 日 >